

社労連第 110 号
令和 5 年 2 月 28 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

「裁判員休暇制度に関するポスター及びリーフレット」「ボランティア休暇制度に関するポスター及びリーフレット」の送付について

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般、厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室から別添のとおり周知依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことと各都道府県社会保険労務士会に送付される予定はないことを申し添えます。

謹 白

(担当：業務部企画・広報課 企画係)

令和5年2月

各団体 ご担当者様

厚生労働省雇用環境・均等局
総務課 雇用環境政策室「裁判員休暇制度に関するポスター及びリーフレット」
「ボランティア休暇制度に関するポスター及びリーフレット」の送付について

厚生労働行政の運営につきましては平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省では、特に配慮を必要とする労働者に対する特別な休暇制度の普及促進を図るため、「令和4年度 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及等事業」を三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託し、実施いたしました。

本事業において、より多くの企業関係者・労働者などの方々に「裁判員休暇制度」「ボランティア休暇制度」の理解を深めていただくことを目的として、以下の資料を作成いたしましたので、貴団体傘下の企業（団体）への周知について、ご協力のほどお願いいたします。

<送付資料>

- ・裁判員休暇制度ポスター
- ・裁判員休暇制度リーフレット
- ・ボランティア休暇制度ポスター
- ・ボランティア休暇制度リーフレット

なお、本資料は、働き方・休み方改善ポータルサイトにも掲載していますので併せて活用ください。

<ご参考> 厚生労働省 「働き方・休み方改善ポータルサイト」

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

《本件に関するお問い合わせ》

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業実施機関）

共生・社会政策部 天野、尾島

住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

e-mail：holiday@murc.jp

事業主のみなさまへ

裁判員等に選ばれた従業員を
サポートするために

裁判員休暇制度を 導入しましょう



裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が
刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が
有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするかを
決める制度です。裁判員等に選ばれた従業員をサポート
するために、裁判員休暇制度を導入しましょう。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

裁判員制度とは？

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするかを定める制度です。

裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されていくことになる結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、司法が、より身近なものとして信頼も一層高まることが期待されています。

裁判員休暇制度の導入が求められています

●裁判員になることは法律上の義務です

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民が参加する制度です。裁判員になることは法律上の義務で、理由なく辞退することはできません。また、仕事が忙しいという理由だけでは、辞退できません。

ただし、「とても重要な仕事があり、自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある場合」など、法律や政令で定められた理由に該当すると裁判所から認められれば辞退することができます。

●裁判員等選ばれた場合に必要な休暇の取得は法律で認められています

従業員が裁判員等選ばれた場合、裁判員等の職務に必要な休暇の取得が、法律で認められています(労働基準法第7条)が、その休暇を有給休暇とするか無給休暇とするかは各企業の判断に委ねられています。

裁判員として刑事裁判に参画することは「公の職務の執行」です。従業員が裁判員としての職務を行うための休暇を取得したこと等により、解雇その他不利益な取り扱いをすることは禁止されています(裁判員の参加する刑事事件に関する法律第100条)。

(注)「裁判員等」とは、裁判員候補者、裁判員、補充裁判員を指します。

従業員が裁判員になったことを会社が知っても大丈夫？

裁判員等である間は、選ばれたことを公にすることは禁止されています(裁判員法101条1項)が、「公にする」とは、出版、放送といった手段による場合や、インターネット上のホームページ、ブログ、SNS等に掲載するような場合など、裁判員等になったことを不特定多数の人が知ることができるような状態にすることをいいます。

そのため、従業員が会社に裁判員等になったことを伝えて、休暇を申請したり、同僚の理解を求めたりすることに問題はなく、裁判所から送付される呼出状(選任手続期日のお知らせ)を上司や同僚に見せることについても差し支えありません。

就業規則記載例

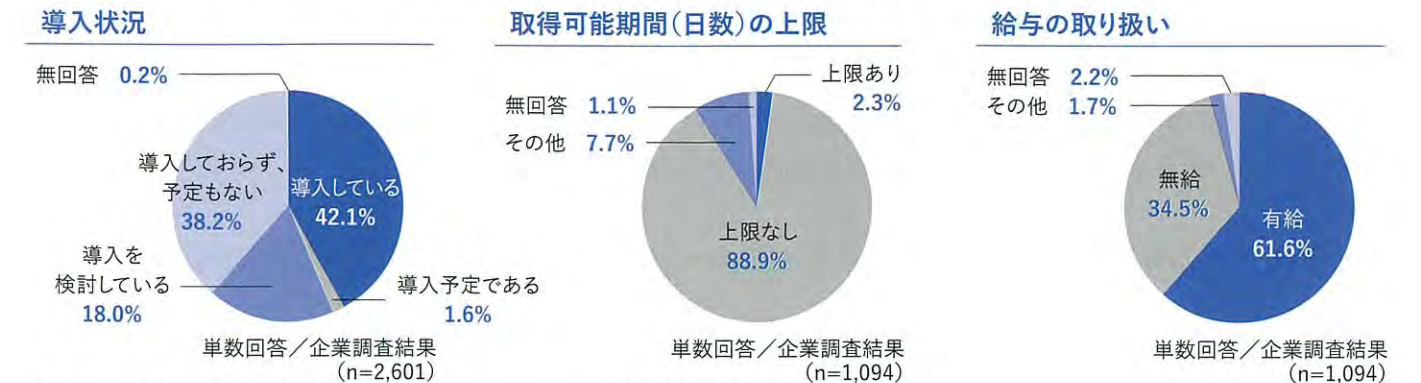
裁判員制度に関し、労働者が裁判員、補充裁判員、裁判員候補者のいずれかになった場合で、労働者からその職務に必要な時間を請求された場合、使用者はこれを拒んではなりません。そのため、就業規則には以下のように記載します。

(裁判員のための休暇)
第〇条 労働者が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合には、次のとおり休暇を与える。
①裁判員又は補充裁判員となった場合 必要な日数
②裁判員候補者となった場合 必要な時間

従業員が裁判員等としての職務等を十分に行うことができるよう、「裁判員休暇制度」の導入を検討しましょう

裁判員休暇制度の導入状況(令和4年度)

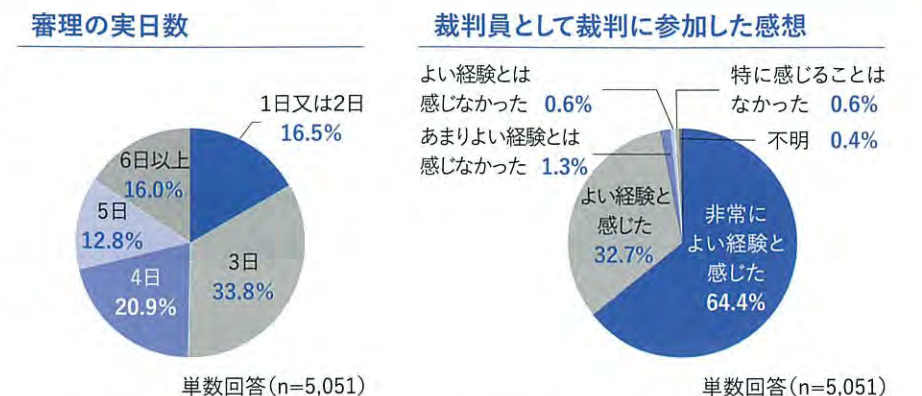
- 裁判員休暇制度を導入している企業は約4割、導入予定・検討中の企業が約2割です。
- 導入企業のうち、約9割が取得可能期間(日数)の上限なし、約6割が有給休暇としています。
裁判員等が裁判所に行く際には、日当と旅費(交通費)が支払われます。
また、裁判所が自宅から遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合は、宿泊費も支払われます。



(資料)令和4年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

審理にかかる日数・裁判員経験者の感想

- 裁判員に選ばれた場合の審理の実日数は、3~4日が多く、約8割が5日以内です。裁判員候補者名簿から裁判員候補者として選ばれた際、審理以外に、裁判員選任手続きのために裁判所に行く必要もあります。
- 裁判員経験者のほとんどは、「よい経験であった」と回答。従業員の豊かな社会経験のためにも、従業員が安心して裁判に参加できる裁判員休暇制度の導入は、非常に有益であると考えられます。



(資料)最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(令和3年度)」

導入企業の事例・制度利用者の声

株式会社ノバレーゼ(事業内容:プライダル事業)

●裁判員休暇制度を導入した背景

- 2009年に裁判員制度が開始されたことを受けて、裁判員休暇制度を導入しました。裁判員に選ばれた際、必要な日数分、有給で休暇を取得することができます。
- 当社では、年次有給休暇の取得率100%を目標に掲げ、年度当初に年間の取得計画を立てています。期中に裁判員に選ばれても、裁判員休暇制度があるので、裁判への出席等に年次有給休暇を充てる必要がなく、年次有給休暇の日数が足りなくなるという不安が解消できています。

●制度利用者の声

- 2018年に裁判員に選ばれ、裁判員休暇を1日取得しました。
- 裁判員候補に選ばれたという通知が届き、良い機会なので参加したいと思いましたが、その時点では具体的にどのくらいの日数の休みが必要になるのか分かりませんでした。
- ただ、入社時から会社の特別休暇制度として裁判員休暇制度があることを知っていたので、会社が裁判員としての職務を行うことを後押ししてくれるのだと考え、迷わず参加を決めることができました。

【参考】

●労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)

- ・ 公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者

事業主は、労働基準法第7条において、労働者が公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならないこととされていることを踏まえ、**公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けること**について検討すること。なお、労働者が裁判員の職務を行う場合については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第100条において、労働者が当該職務を行うために休暇を取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないこととされていることに留意すること。

●裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- ・ 衆議院

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

- ・ 参議院

四 地方公共団体、企業等との協力体制を強化して、特別な有給休暇制度の導入や託児・介護施設の優先的利用等、仕事や家庭を持つ国民が裁判員等として活動しやすい環境の整備について更に積極的に取り組むこと。



裁判員休暇制度導入のための参考サイト

●法務省「従業員の方が裁判員等選ばれた場合のQ&A」(法務省ウェブサイト)

https://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_qa_others.html

従業員の方が裁判員等選ばれた場合に備えていただく際の参考として、よく寄せられる質問とその回答を紹介しています。



●最高裁判所「裁判員制度Q&A」(最高裁判所ウェブサイト)

<https://www.saibanin.courts.go.jp/qa/index.html>

裁判員制度全般に関するQ&Aの中で、就業規則等に関連する「参加しやすい環境整備」についての情報を紹介しています。



●厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方休み方



●「特別な休暇制度」ホームページ(働き方・休み方改善ポータルサイト内)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>

裁判員休暇制度をはじめ、特別休暇制度に関連する参考資料、就業規則の記載例等を紹介しています。また、特別休暇制度を導入している企業の事例を業種別、規模別、休暇制度別に検索できます。



従業員の社会貢献や成長を後押しするために

ボランティア休暇制度を 導入しましょう

近年、地域貢献活動、社会貢献活動、自然・環境保護活動、
災害復興支援活動などのボランティア活動への関心が高まっています。
また、ボランティア休暇制度は、ボランティア活動を
「これからやってみたい」と考えている従業員にとって、
行動のきっかけとなることも考えられます。
従業員の社会貢献や成長を後押しするために、
ボランティア休暇制度を導入しましょう。

ボランティア休暇制度が求められる背景

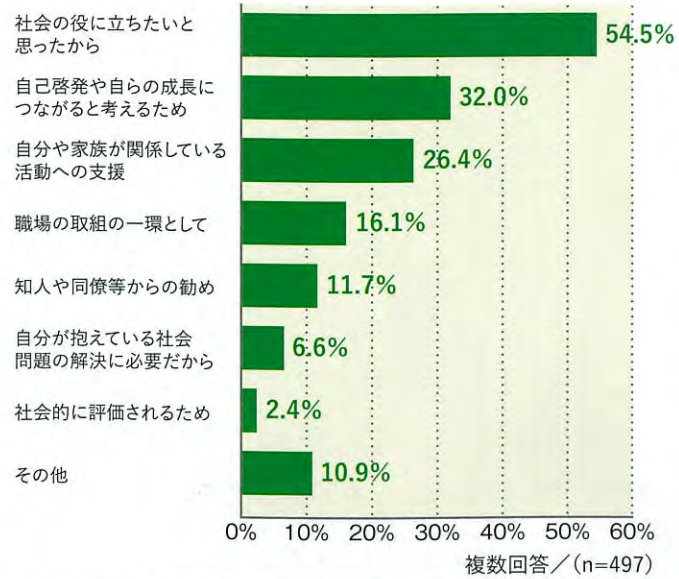
● ボランティア活動を実施するための時間を創出

近年、地域貢献活動、社会貢献活動、自然・環境保護活動、災害復興支援活動などのボランティア活動への関心が高まっています。一方で、参加する時間がないなどの時間的制約が大きな課題となっています。このため、年次有給休暇の取得促進とともに、従業員が積極的にボランティア活動に参加できるよう、情報提供等の支援に加えて、ボランティア休暇制度の導入が求められています。

● 従業員の社会貢献や多様な経験による成長を後押し

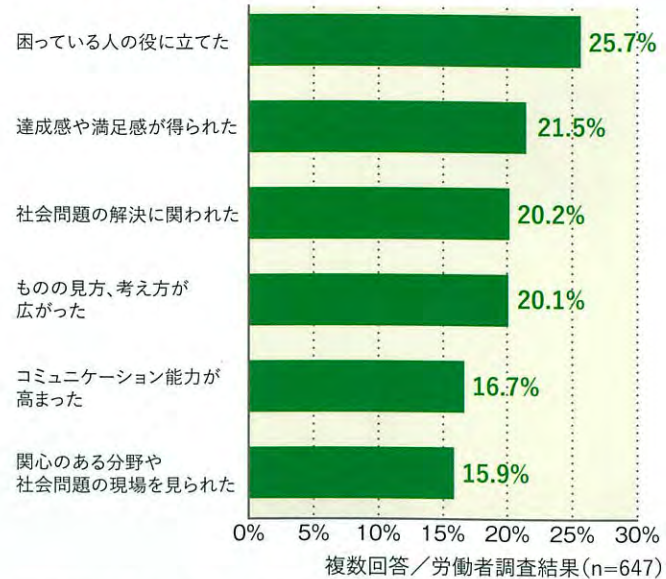
ボランティア休暇制度は、ボランティア活動を「これからやってみたい」と考えている従業員にとって、行動のきっかけにもなり得ます。社会貢献や、多様な経験による従業員の成長を後押しするためにも、ボランティア休暇制度の導入を検討しましょう。

ボランティア活動に参加した理由



(注)2018年の1年間でボランティア活動を「したことがある」と回答した人。
(資料)内閣府「令和元年度 市民の社会貢献に関する実態調査 報告書」

ボランティア活動や地域活動に参加してよかったこと



(注1)2021年度中にボランティア活動や地域活動に参加したと回答した人。
(注2)複数回答設問の選択肢のうち、回答割合が高い上位6項目を抜粋。
(資料)令和4年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

企業にとってのボランティア休暇制度導入のメリット

ボランティア休暇制度を導入し、従業員のボランティア活動への参加を会社として支援することで、従業員のみならず、企業にとっても以下のようなメリット・効果が期待できます。

企業イメージの向上

東日本大震災以来、従業員のボランティア活動を企業の社会的責任としてとらえ、支援する企業が増えています。こうした活動が、企業のイメージアップにつながります。

人材の育成

社内外のネットワーク構築、社会参加による人的成長はもとより、ボランティア活動を通じて実務能力の向上やコミュニケーション能力、リーダーシップの向上も期待できます。海外でのボランティア活動では語学力の向上等も期待でき、グローバル人材の育成にもつながります。

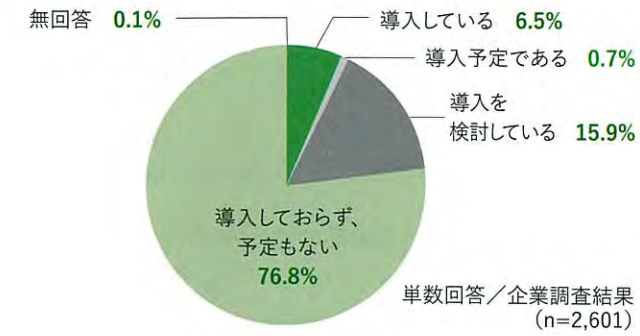
会社への帰属意識の醸成・貢献意欲の高まり

企業の制度を利用したボランティア活動により、会社の一員として胸を張って活動することで、従業員のモチベーションが向上します。

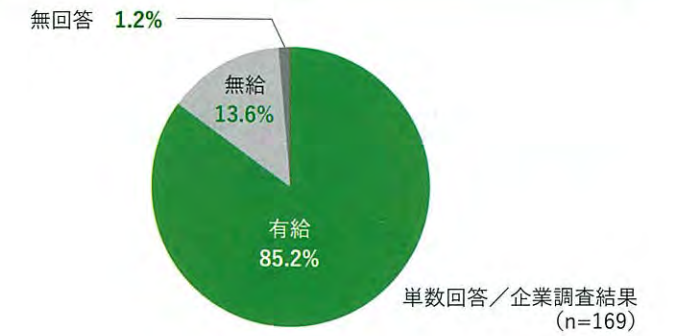
ボランティア休暇制度の導入状況(令和4年度)

- ボランティア休暇制度を導入している企業は6.5%、導入予定または導入を検討している企業はあわせて16.6%です。
- 導入している企業のうち、85.2%が有給休暇としています。

導入状況



給与の取り扱い



(資料)令和4年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

導入企業の事例・制度利用者の声

アマタホールディングス株式会社 (事業内容:循環型の社会デザイン事業の展開)

● ボランティア休暇制度を導入した背景

- ・ 社会課題の解決に関心が高い従業員が多く、会社としても従業員が社会貢献活動を行うことで通常の業務では得られない経験が獲得できると考え、幅広いボランティア活動のために、年20日・半日単位で取得できる休暇制度「ソーシャル・タイム」を導入しました。これまで清掃ボランティアや子ども食堂、高齢者の買い物サポート等で活用されています。

● 制度利用者の声

- ・ ソーシャル・タイムを活用して、社内でも広く声をかけ、フードバンク活動を行う団体の農業ボランティアに参加しました。一緒に参加した社内のメンバーは皆初対面でしたが、農作業をしながら他部署の仕事の話なども聞くことができ、新たなつながりを作ることができました。また、他企業からの参加者とも交流ができ、他業種の話や仕事の枠を超えた話などが大きな刺激となりました。

就業規則記載例

ボランティア休暇制度を設ける場合、就業規則の記載例は、以下のとおりです。

(ボランティア休暇)

第〇条 ボランティア休暇の対象となるボランティア活動は、日本国内で行われる次の各号に掲げるものとする。

- ① 地域貢献活動
- ② 社会貢献活動
- ③ 自然・環境保護活動
- ④ 災害復興支援活動

- 2 ボランティア休暇制度を利用して休暇を申請できる者は、すべての社員とする。
ただし、休職期間中の者、育児休業中又は介護休業中の者その他休業中の者は対象とならないものとする。
- 3 ボランティア休暇の取得申請は、開始予定日の1か月前までに、会社指定の様式により行い、許可を得る必要がある。
- 4 ボランティア休暇の取得日数は、1年間で最大〇日とし、有給とする。
- 5 ボランティア休暇取得後は、速やかに会社指定の様式によりボランティア活動に関する結果報告を行うものとする。

ボランティア休暇制度導入のための参考サイト



●厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方休み方



ボランティア休暇制度をはじめ、特別休暇制度に関連する参考資料、就業規則の記載例等を紹介しています。また、特別休暇制度を導入している企業の事例を業種別、規模別、休暇制度別に検索できます。



●特別休暇制度導入事例集2022

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category4/tokukyujireisyu2022.pdf>

ボランティア休暇制度をはじめ特別休暇制度を導入している企業の事例を紹介しています。

事例集では、特別休暇の中から、「年次有給休暇取得促進に資する特別休暇」「万一に備えたセーフティネットとなる特別休暇」「従業員の行動変容のきっかけづくりとなる特別休暇」を中心に取り上げています。



●従業員のボランティア活動支援のすすめ ～社会と企業のさらなる発展を目指して～

https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category4/20200522_1.pdf

従業員のボランティア活動を後押しするために必要な環境整備について、企業の具体的な取組事例を交えながら紹介しています。

ボランティア休暇制度の導入方法について、全社的な理解を得るためのポイントから、ボランティア休暇の具体的な内容(日数、取得事由、申請方法、対象、休暇中の賃金の取り扱い等)等を解説しています。



企業の皆さまが制度を導入する際の支援策



働き方改革推進 支援助成金

ボランティア休暇制度を導入し、その定着を促進させるため、中小企業事業主の皆さまを対象に、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合について、その経費の一部を助成します。



働き方・休み方改善 コンサルタント

各都道府県労働局に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、ボランティア休暇制度の導入など、働き方・休み方の見直しに取り組む事業主の皆さまに対し、無料で相談やアドバイス等を行います。



働き方改革推進 支援センター

全国47都道府県に設置された「働き方改革推進支援センター」では、社会保険労務士等の労務管理の専門家がボランティア休暇等の特別な休暇制度の導入など、働き方・休み方の見直しに取り組む事業主の皆さまに対し、無料で相談やアドバイス等を行います。

